

「除草・伐採作業（普通河川高川）」仕様書

（担当：川端、山口 Tel075-591-0013）

1 件名

除草・伐採作業（普通河川高川）

2 目的及び概要

本市が管理する普通河川高川に自生している樹木の伐採を実施するものである。

3 期間

令和8年10月16日まで

4 場所

山科区小野御霊町 地内

5 範囲

【別紙1】箇所図【別紙2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草・伐採作業（処分含む）
- ・積込・運搬・処分

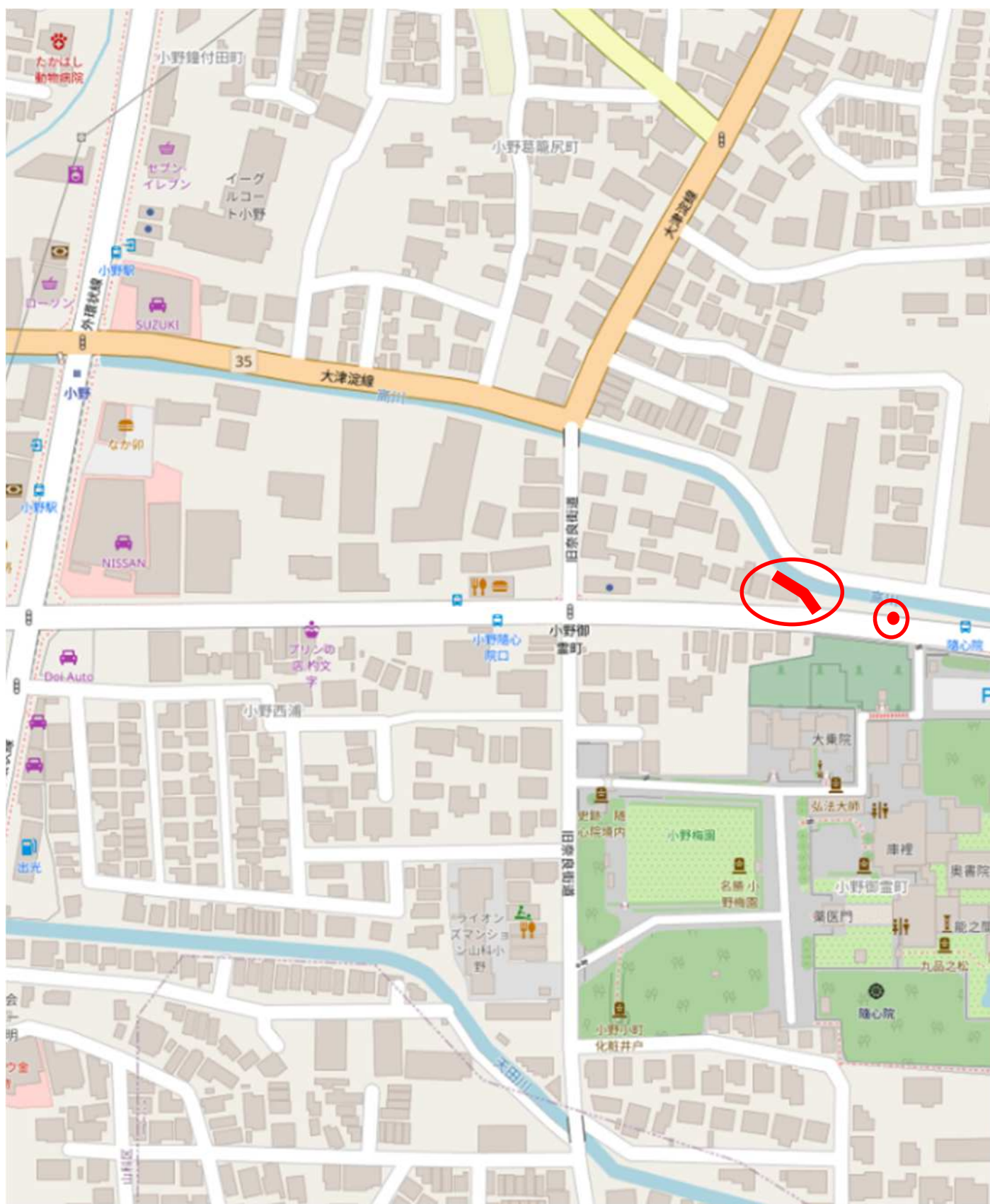
7 支払条件

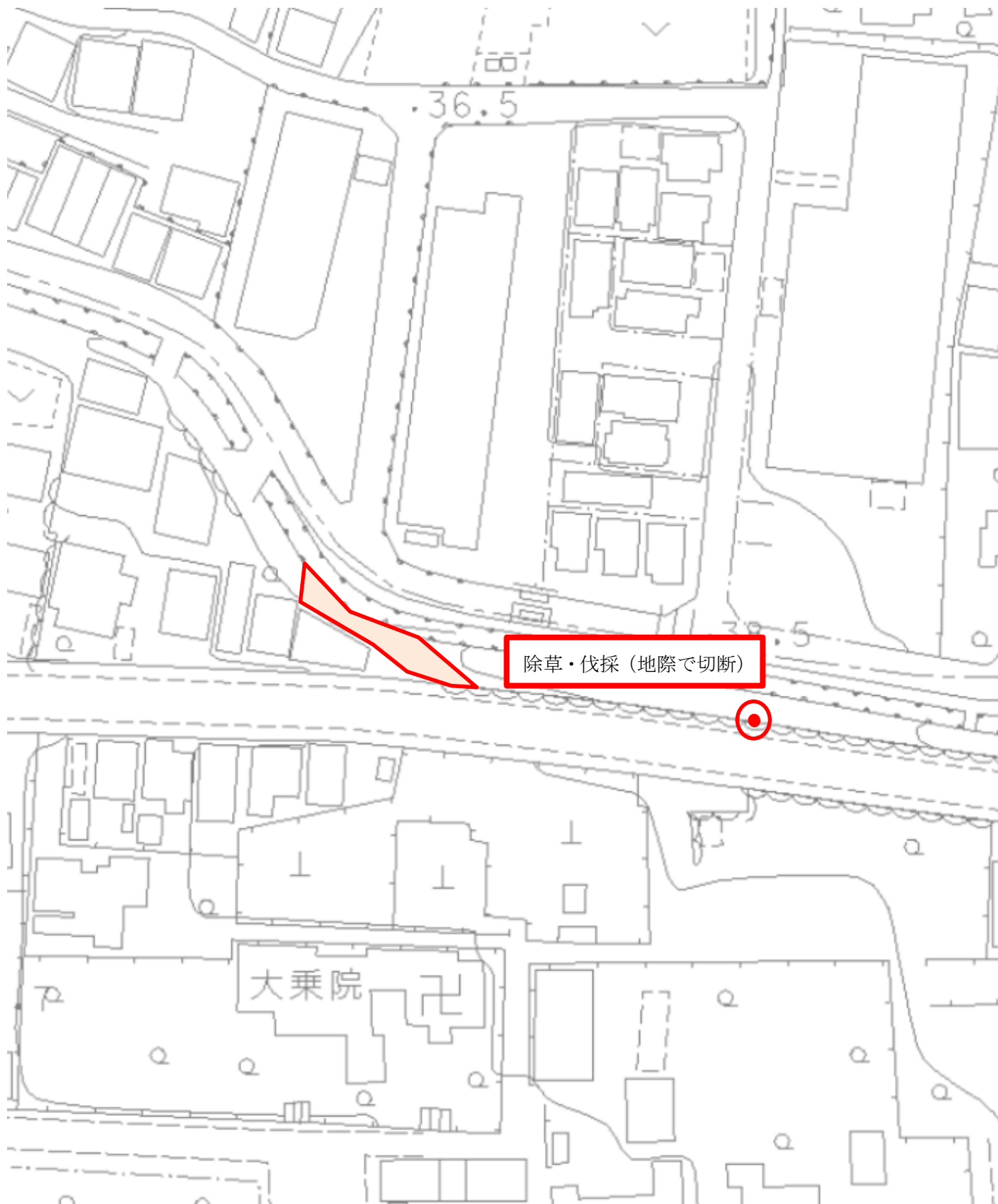
業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 伐採樹木は地際で切断すること。
- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

山科区小野御霊町







除草・伐採（地際で切断）
枯葉・ゴミなども回収



隣の家との間のフェンスまで



